

議案第26号

調布市介護保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和3年3月1日

提出者 調布市長 長友貴樹

提案理由

保険料率を改めるとともに、保険料の減額の特例適用期間を延長するほか、
所要の改正を行うため、提案するものであります。

調布市介護保険条例の一部を改正する条例

調布市介護保険条例（平成12年調布市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第8条各号列記以外の部分中「平成30年度から平成32年度」を「令和3年度から令和5年度」に改め、同条第1号中「3万3,600円」を「3万5,400円」に改め、同条第2号中「4万2,000円」を「4万4,250円」に改め、同条第3号中「5万400円」を「5万3,100円」に改め、同条第4号中「5万3,760円」を「5万6,640円」に改め、同条第5号中「6万7,200円」を「7万800円」に改め、同条第6号中「7万3,920円」を「7万7,880円」に改め、同号ア中「第35条の2第1項」を「第35条の2第1項、第35条の3第1項」に、「得た額」を「得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零」に、「以下この条において同じ」を「附則第8条を除き、以下同じ」に改め、同条第7号中「8万4,000円」を「8万8,500円」に改め、同号ア中「200万円」を「210万円」に改め、同条第8号中「10万800円」を「10万6,200円」に改め、同号ア中「300万円」を「320万円」に改め、同条第9号中「11万4,240円」を「12万360円」に改め、同条第10号中「12万7,680円」を「13万4,520円」に改め、同条第11号中「14万7,840円」を「15万5,760円」に改め、同条第12号中「16万1,280円」を「16万9,920円」に改め、同条第13号中「17万8,080円」を「18万7,620円」に改め、同条第14号中「19万4,880円」を「20万5,320円」に改める。

附則第8条の4の次に次の2条を加える。

(令和3年度から令和5年度までにおける保険料率の特例)

第8条の5 令和3年度から令和5年度までにおいて第8条の規定を適用する場合においては、同条第1号中「3万5,400円」とあるのは

「2万1,240円」と、同条第2号中「4万4,250円」とあるのは「3万5,400円」と、同条第3号中「5万3,100円」とあるのは「4万9,560円」とする。

(令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例)

第8条の6 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法

(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第8条(第6号ア,第7号ア,第8号ア,第9号ア,第10号ア,第11号ア,第12号ア及び第13号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同条第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)によるものとし、租税特別措置法」とする。

2 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。

この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。

この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。

附則第10条の見出し及び同条各号列記以外の部分中「平成32年度」を「令和5年度」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の調布市介護保険条例第8条の規定は、令和3年度以後の年度分の保険料に係るものについて適用し、同年度前の年度分の保険料に係るものについては、なお従前の例による。